

ヤングケアラー世帯への配食・福祉支援促進事業にかかる配食業務 仕様書

1 業務の名称

ヤングケアラー世帯への配食・福祉支援促進事業にかかる配食業務

2 概要

大人が担うような家族のケアを無償で行っているヤングケアラー、若者ケアラー(以下、ヤングケアラー等)については、日常的に食事の用意等の家事を行い、心身の不調や自由な時間が取れないといった負担を抱え、学業や進路等に支障をきたす場合もあることから、家事負担の軽減によりヤングケアラー等の負担を減らすための支援が必要である。

このことから、ヤングケアラー等に対する配食事業に係る一連の業務を行う。

3 業務内容

県が指定する対象者(ヤングケアラー等)への弁当等宅配業務

(1) 対象地域

県内全域

(2) 対象者

県からの委託を受けて一般社団法人兵庫県社会福祉士会が指定する対象者(県ヤングケアラー・若者ケアラー相談窓口)に相談があったケースのうち、配食支援が必要と判断された者を想定)

※各対象者の情報は、EXCELリスト(配食支援プラン)を県社会福祉士会より支給する(項目・内容等は協議)

(3) 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 配達頻度、期間等

対象者は原則として、県社会福祉士会から対象者情報の提供があつてから2週間以内に最初の配達が行われることとし、配達開始後は週1回の配達を3か月間継続することとする。

※配達日は、県社会福祉士会が策定する配食支援プランを踏まえて、受託事業者において決定する。

※各対象者への配達頻度、配達期間は最大週3回、令和7年3月31日までに期間の範囲で変更する場合がある。

(5) 配達物の内容

配達1回あたり、県社会福祉士会が指定する個数の弁当(以下に示すもの)を配達する。

(弁当の内容)

- 1) 冷蔵または冷凍の弁当であること。
- 2) 惣菜が3品以上であり、肉、魚等の主菜を1品以上含むこと。
- 3) 弁当には白飯を含むこと。または包装米飯(白飯)を同梱すること(その場合は常温保存の商品でも可)。
- 4) 1対象者あたりに指定する弁当については、すべて同一メニューでなくても可とする。
- 5) 弁当ごとに食物アレルギー表示を行うこと。

(6) 配達方法

配達員による手渡しまたは置き配。置き配の場合は配達物を発砲スチロールのケース等に入れて、テープ等で密封し、配達から12時間後に開封した場合でも衛生上問題がないように保冷剤、ドライアイス等で保冷すること。

＜業務委託内容＞

内 容	手 順
①県社会福祉士会からの配食支援プランの受付	・県社会福祉士会から随時メールで送付される配食支援プランを受け付ける。
②弁当の手配・配送	・弁当の手配を実施すること。 ・配食支援プランの受付後、2週間以内に指示された対象者に対し、指示された数量の弁当を配送する。 ・第2回目以降は1週間に1回の頻度で（週1回以上の頻度が指示された場合は指示された頻度で）、配食支援プランで指示する終期まで配達する。
③配達結果の通知	・業者は、各月ごとの配達結果を、翌月10日までに県へ通知する。

（7）見込み件数

期間内に3,600食

※兵庫県ヤングケアラー・若者ケアラー相談窓口への相談状況により変動することがある。

4 契約内容

単価契約とする（県社会福祉士会から提出される配食支援プランに基づき各対象者に対して配送を完了した弁当数を計算対象とした、1弁当ごとの単価契約。）

なお、単価には、運送費、事務費などを含むものとする。

5 個人情報等の守秘義務

- （1）本業務の処理にあたっては、別紙「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。
- （2）本業務の遂行にあたり本県から提供される一切のデータ、資料等を本業務以外の目的で利用、複写及び複製してはならない。
- （3）業務上知り得た全ての情報について、契約終了後も含めて一切漏洩させてはならない。
- （4）本項（1）から（3）までについて、労働者に遵守させなければならない。

6 再委託の禁止

本業務の全部または主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、または請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。

7 その他事項

委託料および契約期間については、配達対象者の増減などにより変更が必要な事態が生じた場合は、県と委託事業者との間で、事業内容の変更等について協議するものとする。